

個人用・標準報酬表

- **必ず！月額報酬を頂きます。**
- **値引契約は致しません。**

〔1. 所得税報酬〕

(消費税別)

区分	前年の年間限界利益額 (注)	所得税月額報酬	所得税申告報酬
1	400 万円以下	3,000 円	25,000 円
2	400 万円超 600 万円以下	4,500 円	40,000 円
3	600 万円超 800 万円以下	6,000 円	60,000 円
4	800 万円超 1,000 万円以下	7,500 円	70,000 円
5	1,000 万円超 2,000 万円以下	9,000 円	80,000 円
6	2,000 万円超 3,000 万円以下	10,500 円	90,000 円
7	3,000 万円超 4,000 万円以下	12,000 円	100,000 円
8	4,000 万円超 (注) 計算式は最終ページ	最低 14,000 円に 1 千万円増加するごとに 800 円を加算する 14,000 円 + (800 円 ×) = 円 上限 50,000 円	最低 110,000 円に 1 千万円増加するごとに 10,000 円を加算する 110,000 円 + (10,000 円 ×) = 円 上限 200,000 円

〔2. 消費税報酬〕

(消費税別)

区分	前年度の年間売上高	消費税月額報酬	消費税申告報酬
1	2,000 万円以下	2,000 円	20,000 円
2	2,000 万円超 3,000 万円以下	2,500 円	25,000 円
3	3,000 万円超 4,000 万円以下	3,000 円	30,000 円
4	4,000 万円超 6,000 万円以下	3,500 円	35,000 円
5	6,000 万円超 1 億円以下	4,500 円	45,000 円
6	1 億円超 2 億円以下	5,500 円	55,000 円
7	2 億円超 3 億円以下	6,500 円	65,000 円
8	3 億円超 4 億円以下	7,700 円	77,000 円
9	4 億円超 5 億円以下	8,800 円	88,000 円
10	5 億円超 6 億円以下	10,000 円	100,000 円
11	6 億円超	最低 12,000 円に 1 億円増加するごとに 1,000 円を加算する 12,000 円 + (1,000 円 ×) = 円 上限 20,000 円	最低 120,000 円に 1 億円増加するごとに 3,000 円を加算する 120,000 円 + (3,000 円 ×) = 円 上限 150,000 円

●(注) 《月額報酬契約》が無い場合は、期中の取引（取引記録）の税務監査はできません。

〔旅費(1人1回1ヵ月分)〕

● **必ず！申し受けます。**

(消費税別)

区分	地 域	毎月訪問	2ヵ月1回訪問	3ヵ月1回訪問
1	豊橋・豊川・新城・蒲郡	1,000円	500円	350円
2	田原市・奥三河・西三河・湖西	2,000円	1,000円	700円
3	名古屋・尾張・知多	4,000円	2,000円	1,400円
4	上記以外	ご相談	同 左	同 左

〔出張人件費(1人1回1ヵ月分)〕

● **必ず！申し受けます。**

(消費税別)

区分	片道所要時間	毎月訪問	2ヵ月1回訪問	3ヵ月1回訪問
1	30分以内	2,000円	1,000円	700円
2	30分超 1時間以内	4,000円	2,000円	1,400円
3	1時間超 2時間以内	6,000円	3,000円	2,000円
4	2時間超	ご相談	同 左	同 左

◎年間人件費 4,000,000円 ÷ 年間労働時間数 2,000時間 = 2,000円/1時間当たり

次の業務は別途報酬をいただきます。

すべての業務について標準報酬が定めてあります。

業務に着手する前に必ず！！『契約書』を作成します。

【別途報酬を頂く業務】

(1) 中間申告又は予定申告	(6) 事業所税の申告
(2) 税務調査の立会	(7) 相続税の申告
(3) 年末調整事務	(8) 贈与税の申告
(4) 法定調書の作成	(9) 役員の確定申告
(5) 償却資産税の申告	(10) 各種届出書類の作成